

令和 8 年度定期予防接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

中能登町長 宮下 為幸

1. 予防接種の種類、対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

	接種時期	対象疾病	期別・回数	対象者	標準的な接種期間
A 類 疾 病	令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月	ロタウイルス 感染症	経口弱毒生ヒトロタウ イルスワクチン：2 回	生後 6 週後から生後 24 週 後までにある者	初回接種は生後 2 月～14 週 6 日後までの 間 間隔は 27 日以上
			5 価経口弱毒生ロタウ イルスワクチン：3 回	生後 6 週後から生後 32 週 後までにある者	
		B 型肝炎	初回：2 回	生後 1 歳に至るまでの間 にある者	生後 2 月に至った時から生後 9 月に至る までの期間
			追加：1 回		
		小児の 肺炎球菌 感染症	初回：3 回	生後 2 月から生後 60 月に 至るまでの間にある者	生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間 初回接種終了後 60 日以上の間隔を置いて 生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間
			追加：1 回		
		(五種混合) ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ Hib 感染症	第 1 期初回：3 回	生後 2 月から生後 90 月に 至るまでの間にある者	生後 2 月に達した時から生後 7 月に至る までに達した時の期間 第 1 期初回接種終了後から 6 月から 18 月 までの間隔をおく
			第 1 期追加：1 回		
		ジフテリア 破傷風	第 2 期：1 回	11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳に達した時から 12 歳に達するまで の期間
		結核	1 回	1 歳に至るまでの間にある 者	生後 5 月に達した時から生後 8 月に達す るまでの期間
		麻疹風しん	第 1 期：1 回	生後 12 月から生後 24 に 至るまでの間にある者	/
			第 2 期：1 回	5 歳以上 7 歳未満の者であ って、小学校就学の始期に 達する日の 1 年前の日か ら当該始期に達する日の 前日までの間にある者	
		水痘	2 回	生後 12 月から生後 36 月 にある者	1 回目：生後 12 月～生後 15 月にある者 2 回目：1 回目接種後 6 月～12 月まで経 過した時期
		日本脳炎	第 1 期初回：2 回	生後 6 月から生後 90 月に 至るまでの間にある者	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの 期間
			第 1 期追加：1 回		4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの 期間
第 2 期：1 回	9 歳以上 13 歳未満の者		9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの 期間		
ヒトパピロー マウイルス 感染症	2 回	第 1 回目の接種時に 12 歳 となる日の属する年度の 初日から 15 歳に至るまで の間にある者	13 歳となる日の属する年度の初日から当 該年度の末日までの間		
	3 回	12 歳となる日の属する年 度の初 日から 16 歳となる日の属 する年度の末日までの間 にある女子			
RS ウイルス 感染症	1 回	妊娠 28 週 0 日～妊娠 36 週 6 日までの者	/		

	接種時期	対象疾病	期別・回数	対象者
B 類 疾 病	令和8年4月 ～ 令和9年3月	高齢者の肺炎球菌感染症	1回	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
	令和8年6月 ～ 令和9年3月	帯状疱疹	乾燥弱毒生ワクチン： 1回 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン： 2回	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
	令和8年10月 ～ 令和9年1月	季節性インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	1回 1回	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

2. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

カ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

ケ 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者

コ アからケまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うのに際し、注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ (インフルエンザの場合) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者

キ (新型コロナウイルス感染症の場合) 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意する。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに中能登町健康保険課にご連絡ください。

別表1 定期予防接種（A類疾病）の接種場所

接種医療機関名	ロタウイルス	B型肝炎	小児用肺炎球菌	ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ	BCG	MR	水痘	日脳	HPV	RSウイルス
かじ内科クリニック			○	○		○	○	○	○	
鳥屋診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
藤田医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うおぎし医院						○	○	○		
円山医院						○	○	○		
えんやま健康クリニック				○		○	○	○	○	○
おくむら内科胃腸科医院									○	
北村病院				○		○	○	○		
恵寿総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公立能登総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国立病院機構 七尾病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
さはらファミリークリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
田中内科クリニック						○	○	○	○	
辻口医院		○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村ペインクリニック			○	○		○	○	○	○	
ねがみみらいクリニック									○	
浜野クリニック									○	
山田産婦人科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山内科医院						○	○	○		

別表2 定期予防接種（B類疾病）の接種場所

接種場所（医療機関・施設名）	高齢者用肺炎球菌	帯状疱疹
かじ内科クリニック	○	○
鳥屋診療所	○	○
藤田医院	○	○
安田医院	○	○
なごみの里鹿島	○	○
うおぎし医院	○	○
円山医院	○	○
えんやま健康クリニック	○	○
岡部内科クリニック	○	○
おくむら内科胃腸科医院	○	○
北村病院	○	○
恵寿総合病院	○	○
公立能登総合病院	○	○
国立病院機構 七尾病院	○	○
さはらファミリークリニック	○	○
田中内科クリニック	○	○
辻口医院	○	○
中村ペインクリニック	○	○
七尾松原病院	○	○
ねがみみらいクリニック	○	○
浜岡整形外科クリニック	○	○
浜野クリニック	○	○
浜野西クリニック	○	○
三林内科胃腸科医院	○	○
森クリニック	○	○
山崎耳鼻咽喉科クリニック	○	○
山田産婦人科医院	○	○
横山内科医院	○	○
和光苑	○	○